令和２年度第３回金沢市景観審議会

日　　時：令和３年３月 26 日（金）　午後２時～午後３時 40 分

会　　場：金沢市第一本庁舎７階　全員協議会室

出席委員：福光会長、鍔副会長、川﨑委員、坂本委員、関戸委員、玉田委員、土田委員
中川委員、中森委員、馬場先委員、柳井委員、吉田委員
近藤委員（代理：山田委員）、浅井委員（代理：髙橋委員）

欠席委員：宇佐美委員、中村委員、能木場委員

事 務 局：都市整備局　坪田局長
景観政策課　本光課長、不破補佐、福塚係長、中村係長、伊関主査
芹原主査、米田技師
都市計画課　松矢課長
緑と花の課　柳沢課長
建築指導課　坂上課長
歴史都市推進課　石浦課長
教育総務課教育施設等整備室　大壁室長
森林再生課　稲本補佐

1　開会

2　都市整備局長あいさつ

3　審議案件

・金沢市景観計画改訂（案）について

・夜間景観形成条例指定区域の見直し（案）について

4　報告案件

・令和２年度下期景観施策について

・令和２年度下期専門部会審議結果について

1）建物部会

2）用水みちすじ部会

3）斜面緑地保全部会

【審議案件】

・金沢市景観計画改訂（案）について

―――スケジュールの説明―――

（事務局）

まず最初にスケジュール案についてご説明いたします。スケジュール案をご覧ください。前回、12 月 24 日の景観審議会開催後、地元意見交換会やパブリックコメント、都市計画審議会の意見聴取など関係法令等に基づき実施しております。後ほど内容について説明いたします。今回の景観審議会にて改訂案が了承されれば、改訂告示を５月に行い、運用開始を７月に予定しております。それでは、景観計画改訂案に係る説明をさせていただきます。

―――参考資料１（金沢市景観計画改訂（案）の概要）の説明―――

改訂の趣旨としては、本計画策定から 10 年が経過し、本市の景観を取り巻く法規制状況の変化がみられることと近年の景観誘導に係る実態や状況の変化等の課題があること。それらの対応を図り、本市の良好な景観形成をより一層推進していくために、改訂を行うものです。改訂の内容につきましては、大きく二つあり、１つ目に「景観形成区域の追加及び区域種別変更」について、２つ目に「建築物等の形態意匠に関する景観形成基準の変更」について検討しております。改訂案の詳細内容については、後ほどご説明いたします。参考資料２と参考資料３は区域変更にかかる基準の比較表となっております。

――資料１－１（金沢市景観計画改訂（素案）に関するパブリックコメント）の説明――

それでは、資料 1－1 、金沢市景観計画改訂（素案）に関するパブリックコメントについて説明いたします。パブリックコメントとは、市の基本的な計画や施策等の策定・変更等について、事前に素案と趣旨等を公表してご意見を募集し、寄せられたご意見を考慮して最終的な意思決定を行う手続です。今回の景観計画改訂に関しても、広く市民から意見を頂くために実施しました。募集期間は、令和３年１月 22 日から２月 21 日までとし、意見総数は 8 件となりました。資料には、ご意見の概要と金沢市の考え方を示しております。景観形成区域の追加及び区域種別変更については、2 件ご意見を頂きましたが、了承する旨のご意見となっております。形態意匠に関する景観形成基準の変更については、５件ご意見を頂きました。基準の緩和や明確化させること、運用の仕方に関するご意見を頂きました。その他については、のぼり旗に関する対策ということで 1 件ご意見を頂いております。今回のパブリックコメントで頂いたご意見を踏まえ、今回の最終的な案を策定する上で、変更はございません。

―――資料１－２（金沢市都市計画審議会（意見聴取））の説明―――

つづきまして、資料１－２をご覧ください。２月 16 日に金沢市都市計画審議会にて意見

聴取を行いました。意見聴取を行った理由としては、景観法第９条第２項策定の手続きに「景観計画を定めようとするときは、あらかじめ都市計画審議会の意見を聴かなければならない」とあり、同法第９条第８項において、今回の改訂についても準用するものとなっております。景観計画で定める良好な景観の形成に関する内容は都市計画の内容にも関係しており、景観計画では土地利用等に関する制限等を定めることとなることから意見聴取を行いました。結果、特に大きな意見はなく、資料に示した参考意見程度となっております。

―――資料１（金沢市景観計画改訂（案））の説明―――

それでは、資料１の金沢市景観計画改訂案をご説明いたします。赤色で示した部分が今回の変更箇所となります。景観計画の項目順にご説明いたします。

Ｐ２をご覧ください。左側が現行の景観計画、右側が今回の改訂案となります。今回、広坂地区が伝統環境調和区域の景趣調和区域に追加されることから、５地区から６地区となっております。また、広岡３丁目地区が近代的都市景観創出区域の金沢駅周辺区域に追加されることから、２地区から３地区になっております。

Ｐ３からＰ６につきましては、それぞれ景観法を活用する指定区域を示したもの、景観形成区域詳細図を示しておりますが、それぞれ広岡３丁目地区と広坂地区が追加されております。

Ｐ７は地区別に見た景観形成方針を示しておりますが、２地区追加となったため、景観形成区域が 94 から 96 地区となっております。地区一覧表には、区域が追加されております。

Ｐ８は、地区別景観形成方針を示したものとなっております。広坂地区の景観形成方針案を読み上げます。

旧町名「広坂通」

基本方針「本市の歴史・文化を象徴する金沢城公園・兼六園に近接した幹線道路沿道地区として、隣接する伝統環境保存区域と調和した歴史的な趣きが感じられる街並み景観を保全・継承します。また、広坂通りに面した商業地区として、隣接する近代的都市景観創出区域との調和に配慮し、賑わいが感じられる魅力的な街並み景観を保全・形成します」。

景観特性「辰巳用水の流れに沿った魅力ある景観の変化。辰巳用水と街路樹等の緑が調和した街並み景観。賑わいと活力が感じられる人が行き交う広坂通りの移動景観。洗練された形態意匠・色彩の金沢能楽美術館の建築物」。

背景となる景観・地区内からの眺望など「隣接する伝統環境保存区域（歴史文化象徴区域、伝統的街並み区域）、近代的都市景観創出区域（商業業務区域）の街並み。広坂商店街の街並み。広坂通りの豊かな緑。金沢城公園・兼六園、石浦神社、金沢 21　世紀美術館、石川県政記念しいのき迎賓館。」

続きまして、広岡３丁目地区の景観形成方針案を読み上げます。

基本方針 「金沢駅西地区と一体となった魅力ある商業・業務地区として、賑わいが感じ

られる金沢の玄関口にふさわしい近代的で洗練された街並み景観を形成します。
また、整然とした街区・道路や緑豊かな街路樹と調和した魅力的なオープンスペースを敷地内にも創出し、落ち着きが感じられる街並み景観を形成します。」

景観特性「整然とした街路・街区。街路樹などが一体となった緑豊かな空間。洗練された形態意匠・色彩の中高層建築物。」

背景となる景観・地区内からの眺望など「金沢駅。駅西地区・駅東地区の中高層建築群。近代的都市景観創出区域（都心軸区域）周辺の街並み。駅西中央公園」

P９も地区別景観形成方針を示したものとなりますが、広坂地区が一部景趣調和区域に変更となるため、背景となる景観・地区内からの眺望などの項目から「石浦神社」が除かれることとなります。

P10 は景観形成基準を示したものとなりますが、今回、屋内広告物等の基準を追加しております。現在の屋外広告物法では屋内広告物の規制が難しく、まずは景観計画の中で、建築物外観の形態意匠として見えてくる屋内広告物等について、景観誘導の観点から規制を図るために、「建築物の形態意匠」の項目に基準を入れます。ただし、建築物の形態意匠の項目のみに基準を入れ込むと、広告業者などが認識しづらいため、「広告物等」の項目にも基準を追加しております。案を読み上げます。

建築物の形態意匠には、「文化的景観区域「旧城下町区域」と重なる区域では、屋内広告物等（建築物外観ガラス面の内側から屋外の公衆に向けて表示される文字や図柄など）は、屋外広告物とみなし、金沢市屋外広告物等に関する条例に基づく基準（位置や広告全体の面積、色彩等）を満たすよう努める。景観特性に沿った賑わいを創出するものや屋外からの見え方によって、景観上支障がないと判断される場合、この限りではない。」

広告物等には、「屋内広告物等については、建築物の形態意匠の基準に基づいたものとする。」といった基準を追加します。

以降 P11～18 までは、文化的景観区域の旧城下町区域に該当する区域で、同じ基準を示しております。説明は省略させて頂きます。

P19 は、禁止色を示したものとなっております。特に景観上支障が考えられる点として遠景からの景観配慮を行うよう、基準に追記するものです。案を読み上げますが、「アクセント色の使用にあたっては、当該部位、面積や行為予定の当該地における区域において、景観上支障がないと判断される場合（遠景からの景観配慮も含む）、各１方向の見付け面積の２割までの範囲を上限とする。」としております。

P20 は、推奨色を示したものとなっております。金沢の伝統的な街並みにふさわしい色彩の範囲を推奨色として示しているところですが、建物規模や面積等によっては、景観上支障となる場合があることから、追加するものです。案を読み上げますが、補足説明の中に、「中高層建築物に推奨色を採用する場合、中高層部の色彩は、推奨色の中でも中高明度、低彩度を基調とし、遠景からの景観に配慮するとともに、周囲に圧迫感を与えない色彩とすることが望まれる。」としております。

以上で説明を終わります。

―――審議―――

（会長）

それでは、金沢市景観計画改訂（案）についてのご意見やご質問等あれば発言をお願いします。それでは、副会長お願いします。

（副会長）

骨子案から素案、それから案まで３回、計画部会で議論させていただきました。特に８ページの伝統環境調和区域＜６＞広坂地区について、基本方針、景観特性、背景となる景観・地区内からの眺望ということで、細かい文言、地区内に含まれるもの、背景となるものについて意見が出て、それに基づいて修正を行い、ここに整理しております。

（会長）

ありがとうございます。ほかにいかがですか。前回もいろいろ議論したので、特にないですか。それでは、土田委員お願いします。

（E 委員）

一つ確認ですが、資料番号１－１のパブリックコメントの中で、表が二つあり、右側の表の「金沢市の考え方」という回答欄の一番上に、「届出毎に、適宜、景観審議会等で」とありますが、これは広告審査会等ではなく景観審議会で良いのですか。

（事務局）

景観審議会の建物部会および屋外広告物審査会を考えております。次年度以降、運用を図っていきたいです。

（E 委員）

そうすると、案件があるごとに建物部会や広告審査会の二つで協議して、決定・判断するということですか。

（事務局）

運用後のことになりますが、全数ではなく、適宜、個別に判断することも考えております。

（E 委員）

建物部会は開催回数が少なく、広告審査会は毎週やっているので、どちらかというと広告審査会の方がスピード的には対応しやすいのではないかと思いました。

（事務局）

案件ごとにいろいろなケースがありますので、適宜判断していきたいと思います。

（E 委員）

分かりました。

（会長）

他にいかがですか。それでは、ないようなので、金沢市景観計画改訂（案）について、

了承するということでよろしいですか。

＊＊＊異議なしの声＊＊＊

（会長）
　ありがとうございます。了承されました。

・夜間景観形成条例指定区域の見直し（案）について

―――事務局からの説明―――

資料２の Ｐ１をご覧ください。照明環境形成地域の変更に関しては、前回審議内容から変更はございません。資料左側の表に示したものとなっております。前回の見直し以降、市街化区域の編入や用途地域の変更が行われており、土地利用方針・規制の変更にあわせ、地域の見直しを行うものとなります。夜間景観形成区域の変更に関しましても、前回審議内容から変更はございません。今回の「金沢市景観計画改訂」における、広坂周辺地区の景観形成区域の種別変更や、広岡３丁目地区の景観形成区域の追加に伴い、夜間景観形成地域の見直しを行います。こちらが照明環境形成地域図となります。現行が左側、変更案が右側となります。赤枠で囲まれた部分が今回の変更箇所となります。こちらが夜間景観形成区域図となります。現行が左側、変更案が右側となります。赤枠で囲まれた部分が今回の変更箇所となります。以上で説明を終わります。

―――審議―――

（会長）

ご意見、ご質問はありませんか。

（副会長）

これについても計画部会で審議しました。特に変更について問題ないだろうということでした。2 ページ目の表記について、分かりにくかったところを今回の資料では拡大図を付けて分かりやすくなっている部分が良くなったと思います。委員皆様のご意見を頂きたいです。

（会長）

ありがとうございます。いかがでしょうか。よろしいですか。それでは、ご質問、ご意見がないようでしたら、夜間景観形成条例指定区域の見直し（案）について、了承するということでよろしいですか。

＊＊＊異議なしの声＊＊＊

（会長）

ありがとうございます。了承されました。

［報告案件］

・令和２年度下期景観施策について

・令和２年度下期専門部会審議結果

1）建物部会

2）用水みちすじ部会

3）斜面緑地保全部会

――資料３（令和２年度下期景観施策について）の説明――

最初に、令和２年度下期の景観施策について、ご報告いたします。お手持ちの資料番号３をご覧ください。まず、景観関連各種届出等件数についてですが、表は、平成30年度から今年度下期までの各種届出の件数を示しており、今年度下期については、令和３年２月28日時点の件数としております。順に、景観法の届出は589件、景観地区の認定は４件、斜面緑地の届出は10件、眺望景観の届出は16件、沿道景観の届出は42件、夜間景観の届出・協議は、64件、風致地区の許可が46件、合計件数が771件となっており、例年より少し減少傾向となっております。

次に、長町景観地区景観まちづくりについてですが、景観地区まちなみ修景事業としては、今年度下期は建築物修景事業が０件、景観修景事業（松の木の雪吊り）は63本となっており、景観修景事業件数は年々増加しております。

最後に、景観審議会及び専門部会の開催についてですが、今年度下期の開催回数及び審議案件数は、金沢市景観審議会については、本日を含めて開催回数が３回、審議案件数が２件となっております。また、各専門部会について、建物部会が８回、18件、保存建物部会が１回、１件、緑化推進部会は１回、１件、用水みちすじ部会は３回、５件、計画部会は３回、５件、斜面緑地保全部会は１回、０件（報告２件のみ）、寺社風景保全部会は開催しておりません。合計として、開催回数20回、審議案件数32件となっています。建物部会、用水みちすじ部会、斜面緑地保全部会については、後ほど担当者よりご説明いたします。保存建物部会については、下期に開催されておりますが、意思形成過程の案件となっておりますので、今回報告からは除いております。緑化推進部会は、上期にて報告を行っております。計画部会については、先ほど審議を行いました金沢市景観計画改訂と夜間景観形成条例指定区域の見直しに関するものとなっております。

以上、令和２年度下期の景観施策について報告させていただきました。

―――資料４（建物部会報告）の説明―――

お手持ちの資料、資料番号４をご覧ください。建物部会については、令和２年度の下期に５回開催しており、審議案件数は12件となっております。本日は、今年度審議した案件のうち、審議継続中のものなどを除いた３件について、報告させていただきます。資料では、各案件の位置及び外観のイメージパースを示しております。

１件目は田上校下新小学校新築計画、場所は田上本町４丁目地内です。計画地は田上本町の市営住宅に隣接しており、景観計画区域（その他の区域）に位置し、一部、伝統環境保存区域と重要広域幹線景観形成区域に重なっております。敷地周辺の状況ですが、こちらは敷地北西側からの写真です。写真左奥側に隣接する市営住宅が確認できます。全体配置図です。建物をＬ型に配置しており、北側が校舎棟、南側が体育館棟となっております。南西側にグラウンド、中央に中庭、東側に駐車場を配置し、歩車分離を図っております。児童の出入口を北東部１箇所に集約することで、防犯性を高める計画となっております。また、市営住宅などの近隣建物に対する騒音や日影による影響を抑えるため、敷地境界から出来る限りセットバックさせております。こちらは外観パースとなります。外観ではグレー系の勾配屋根、外壁はグレー、薄茶系を基調とした落ち着いた色彩計画とし、敷地内に中高木など豊富に植栽を計画しております。

本件については、２度の審議があり、大庇の高さや形状を工夫して圧迫感の軽減を図るとともに、周辺道路等に面する擁壁部分に植栽を配置して修景を行うなど、景観に対する配慮をいただき、了承されております。

つづきまして、特別支援教育サポートセンター等建設計画、場所は芳斉２丁目地内です。本計画は中央小学校芳斉分校を建て替え、児童館や公民館などを併設した複合施設として計画しております。計画位置と景観条例の区域ですが、現在、中央小学校芳斉分校が建っている斜線部分が計画地で、伝統環境保存区域（伝統的街並み区域）に位置しております。こちらは敷地南西側道路からの写真で、写真正面に見えますのが、既存中央小学校芳斉分校で、解体して建て替えることとなります。配置計画ですが、西側１階部分にサポートセンター、児童館、公民館が配置され、北側に小・中学校を配置、東側の体育館部分は既存のものを耐震改修して残すこととし、南側にグラウンド、北側と南側に駐車場を配置、北側から南側まで通じる構内通路を計画することで、既存建物より敷地境界からセットバックした計画となっております。また、敷地南側の道路拡幅にともない、擁壁の撤去・新設、桜並木の再整備を行い、北側の既存記念樹を保存するとともに、地被類を主体に整備することとしています。こちらは外観パースですが、西側建物屋上にプールを配置しております。外壁は薄茶系で落ち着いた色彩とするとともに、南側の柱型部分などに木材を使用、西側の外部階段についてはルーバーによる目隠しを行っております。

本件については、校内通路を設けて既存のものより建物をセットバックさせることで、周辺住宅地に対する圧迫感の軽減や日照の確保に配慮し、既存記念樹の保存や桜並木の再整備を行うなど、景観に対する配慮をいただき、了承されております。

つづきまして、金沢大学附属病院新中央診療棟増築計画、場所は宝町地内です。本件については、伝統環境保存区域内の大規模な病院施設における増築計画であるとともに、15m高度地区内において建物高さを25.5mとする増築計画であることから、高度地区のただし書き許可による特例の「公益上必要な建物でやむを得ないと認められもの」として、その技術基準に基づき、周辺環境に与える影響などについて、建物部会にて審議をいただいた

ものです。配置図の左側、敷地西側の赤枠部分が増築部分となります。

計画位置と景観条例の区域ですが、斜線部分が計画地で、赤枠部分が増築建物位置となり、伝統環境保存区域（伝統的街並み区域）に位置しております。高度地区についてですが、敷地北側の一部が高度地区 12m、東側の一部が 20m、増築建物は高度地区 15mの区域内に位置しております。敷地周辺の状況ですが、こちらは敷地南西側からの航空写真で、敷地西側の赤い矢印部分が増築予定部分となります。こちらは敷地南側、正面出入口からの写真、敷地西側の写真、敷地西側、少し北側に進んだ位置での写真です。こちらは配置計画です。敷地西側に配置を計画しておりますが、既存病院機能との連携、また、敷地内の緊急車両動線を阻害しないよう考慮して建物ボリュームなどを計画しております。また、西側敷地境界付近に位置する既存の金沢先端医療センター棟の壁面より下がった位置に建物を配置することにより、近接する西側住宅地に対する圧迫感の軽減に配慮しております。

本計画における高さに対する検討ですが、高度地区による建物高さ 15m以下で計画した場合、ご覧のように、既存棟４階の手術室などと同一階に手術室を設置できず、また、各階においても既存棟とレベル差が生じてしまうなど、機能連携上、大きな障害が生じることとなります。次世代の高度急性期医療を支える病院施設として、手術機能の向上や安全・安心な医療空間を実現するという、今回の増築計画における最重要目的を達成するためには、既存建物と合理的に接続できる本計画高さがどうしても必要となります。なお、３層 15m の場合と４層 25.5m の場合における、建物ボリュームなどに対する検証を行っており、３層に比べ４層とした場合の方が平面的に小さくなることから、周辺環境へ与える圧迫感が軽減されるなど、周囲の住環境を害する恐れがないことを確認しております。

敷地周辺からの見え方についても、近景や遠景の複数の場所から検証しておりますので、数点紹介いたします。こちらは近景の検証として、敷地南西側角地からの視点ですが、計画部分の背後に病棟が控えているため、景観的影響はほとんどないものと考えられます。こちらは遠景からの検証として、卯辰山公園見晴らし台からの眺望となります。現状でも既存中央診療棟が見えているため、今回計画建物を増築しても、見え方として大きく変わることはないものと考えられます。こちらは外観パースとなります。外観については、既存建物を踏襲した土壁色のタイルとして統一感をもたせ、周辺の寺院などの歴史的おもむきや佇まいと調和した外観を計画しています。

本件については、西側敷地境界付近の既存建物の壁面よりセットバックして周辺住宅への圧迫感を軽減することなどにご配慮いただき、また、近景や遠景からの見え方を検証した結果、景観上支障がないものとして了承されております。

以上、建物部会の報告とさせていただきます。

―――資料５（用水みちすじ部会報告）の説明―――

用水みちすじ部会については、令和２年度の下期に２回部会を開催しており、審議案件数は２件となります。今回は、「金沢美術工芸大学回遊ルート整備事業及び辰巳用水修景整

備事業」について報告させて頂きます。指定区域として、景観計画区域（その他の区域）、照明環境形成地域（住宅環境地域）、夜間景観形成区域（自然景観保全区域）、保全用水（辰巳用水）に位置しております。今回の主な事業整備内容について説明致します。施工延長は、用水が約 165m、遊歩道は約 180m となっております。主な整備施設はお示しのとおりとなっております。

こちらが事業周辺の現況写真になります。資料２ページにもございますとおり、３～４m程度はあるものの、ご近所の方が通行するようないわゆる公共用の通路となっており、写真でごらんの通りの状態となっております。こちらが事業周辺の現況写真になります。事業周辺には戸室石を用いた水門跡や一部の護岸には過去に積まれた石積みも残っているところです。

ここで、美大全体の整備概要を簡単に説明させていただきます。美大正面にはアクセス道路、美大敷地、西側に今回の整備箇所近くになります辰巳用水が位置します。建物配置ですが、アクセス道路に面して管理棟、美術館・図書館棟が配置され、南東側に向かって工房棟など複数棟で構成されております。敷地内に「５つの庭」と「アートプロムナード」という屋外空間が設けられています。部会においては、敷地の西側（イメージパースの右側）を流れる辰巳用水沿いの遊歩道及び用水整備について審議させて頂いたところです。整備方針としては、辰巳用水の流れを身近に感じることのできるよう、緑地は用水側でなく美大敷地内に設け、美大敷地内に遊歩道に面したベンチを設けることとしております。整備は、用水保全要綱に基づき、古くからの石積みは可能な限り保存し、コンクリート護岸は石積護岸に修景整備を行う。また、河床は水の流れに風情が醸し出せるよう玉石による整備を行うとしております。

まずは舗装計画についてです。A-A 断面については、用水が接していない部分ですが、透水性コンクリート舗装を施工し、美大敷地との境界には擬石のダークグレー系の縁石を施工します。また、B-B 断面については、遊歩道として、同じ透水性コンクリート舗装を施工します。安全柵としては 1.1mの高さをもつものを使用します。また、美大側敷地の舗装は土系舗装としております。遊歩道に接する用水については、管理用通路として 60cm～２m 程度の幅員がございますので、そこに大磯の洗い出しコンクリート舗装にて仕上げる予定です。

用水部分の整備についてさらに詳しく説明します。良好な状態の石積み護岸はそのままの状態で保全し、既存がコンクリート護岸の部分については胴割石積みによって整備致します。また、用水の維持管理の際に河床へ降りるため、既設の階段の代わりとしてこうどを２箇所設置します。さらに事業箇所内には、辰巳用水を紹介する案内板を設置し、既設水門跡については遺構として現状のまま保存することとします。舗装計画の中でご説明しました安全柵については、高さ 1.1m のＮ４のグレー系のものを使用します。支柱間隔としては１m、桟の間隔は 10cm となっております。事業箇所内には休憩スペースとして、現場打ちコンクリートでのベンチを設置します。

植栽計画については、美大敷地内に既存の桜がございますので、これらを保存し、さらに地被類を植栽します。事業の中間部分からは、桜を侵食し、既存の桜との連続性に配慮し、学生や地域の方が日常的に作品の鑑賞や散策に訪れたくなるよう、落葉樹を中心に変化に富んだ植栽計画とします。これらを用水みちすじ部会にて審議頂き、了承を得ております。

以上で説明を終わります。

―――資料６（斜面緑地保全部会報告）の説明―――

斜面緑地保全部会については、令和２年度の下期に１回部会を開催しており、２件の報告を行っております。このうち、緩衝帯整備事業（東長江地先）の説明をいたします。

指定区域としては、景観計画区域（その他の区域)、風致地区（卯辰山風致地区 （第１種)）一部土砂災害警戒区域（イエローゾーン・レッドゾーン）となっています。

まず、緩衝帯整備事業について説明いたします。「緩衝帯整備」とは、クマやイノシシなどの野生獣の出没を抑制するため、過密化した集落周辺の里山林において、森林の見通しを良くする伐採や藪の刈払い等を行うことをいいます。この整備により、集落と野生獣の生息域との境界を形成することで、安全・安心な生活を確保することを目的としたものでございます。こちらが航空写真から見た今回の整備箇所５箇所の場所でございます。位置としてはいずれも、山裾部分であり、また、近隣に住宅が張り付いていることがお分かりいただけるかと思います。箇所①～④までが緩衝帯の整備として藪の刈払い、箇所⑤については、緩衝帯の整備とともに民有天然林の整備を目的に、藪の刈払い、竹林の伐採、必要に応じて補植を行うこととしております。なお、藪払いについては今年度は本市の森林再生課にて実施したところですが、来年度以降は、補助を受けて地元が行うものと聞いております。

先ほど申し上げましたとおり、本事業箇所については、土砂災害警戒区域に位置しており、また、箇所⑤については、必要に応じて補植を行うことから、川村先生、笠井先生に景観アドバイザーとして、事業前に現地確認を頂いたところです。その結果と致しましては、竹林の伐採、藪の刈払いを行っても問題はないが、斜面の崩壊の予兆が分かるよう伐採した竹林の集積棚を斜面下（法尻部）に設置してもらえたらよいということ。そして補植を考えているのであれば、クヌギ、もしくは伐採地周辺に生えている樹種を選ぶと良いとのアドバイスを頂いたところです。これらを部会にて報告し、ご意見を頂き、事業を進めているところです。

以上で事務局からの説明を終わります。

―――建物部会について―――

（A 委員）

建物部会長です。３件の案件の中で、金沢大学附属病院について補足させていただきま

す。この案件については本日の新聞の朝刊でも報道されているような、特に高度地区の基準緩和というような案件なので、慎重に審議させていただきました。

この増築部分で景観上問題になるのが、西側の生活道路とその奥にある住宅密集地帯です。そこから正面にして見えるというものです。部会には、既存の基準内での計画ボリュームと、基準を緩和し、少し高さが高くなったボリュームと、両方のシミュレーションが出てきました。その結果、基準内に収めると、どうしても高さが上に積めないので、大きな壁面が生活道路に迫ってくるというところが気になります。基準を緩和すると、少しでもセットバックができて、生活道路に面した壁面部分がかなり抑えられる。それでかなり圧迫感が少なくなる。もう一つ、基準を超えて高くしても、その背景に同等の高さの建物があるので、特に背景に対する景観阻害があるわけではないということが認められました。あと、委員の中にこの計画地近隣に居住されている委員がおられて、居住者から見ても、この規制緩和のボリュームに対しては、景観阻害に当たるとは認められないというご意見を頂きました。あと、事務局からも説明があったように、その奥の既存の病棟と同じフロアの高さで医療行為ができます。抑えたものではレベル差ができるということもあったそうです。そういう意味で、景観上大きな支障がない、むしろ圧迫感が軽減できるということと、医療行為がスムーズに行えるということ。そういう意味で言うと公益性の観点から、建物部会では委員全員一致でこの件を了承させていただいたということを付け加えさせていただきます。

（会長）

それでは、先にA委員が説明されたので、この件からにします。ご意見、ご質問はありませんか。この件については、大体説明で了承されているということですね。後ほどまとめて了承したいと思います。ほかにありますか。

（副会長）

芳斉のサポートセンターは、狭い敷地でグラウンドをいっぱい取っていて、植栽部分がとても少なく、種類もとても少なく見えますが、周囲への配慮を含めて、この辺の考え方はどのように検討されておりますか。

（A委員）

まず、この建物はL字ですが、従来の建物はもっと敷地境界に迫ってきているものです。それで、交通計画等もあり、西北側に車路と駐車場を設け、計画道路によって周りの密集しているところから少しセットバックしております。つまり、圧迫感を軽減しているということです。スクールバスが必要なこともあって、この交通計画と駐車場の確保、駐車台数の確保は絶対でした。南側にある桜並木は既存のものです。

（事務局）

道路が拡幅されるので、既存のものを一度撤去して、また再整備します。

（A委員）

そうでした。既存のものを再生するもので、ここに関しては、高い壁を立ち上げるわけ

ではなくて、この緑が道路側から見えるようにという工夫がされています。私からは、フェンスがあまり高くないので球技等をしたときに大丈夫かという話をしましたが、一つには特別なスクールであるということと、ボールが飛び交うような行為は今想定されていないということなので、むしろ南側の道路から緑がおおらかに見えるのは、それはそれでよろしいのではないかと思っております。

今申し上げたように、交通計画で隣接したところからセットバックさせたということでどうしてもグレーに塗った部分ができてしまい、副会長がおっしゃるように、そこに当たるところの植栽に関しては、確かに豊かであるかというと必ずしもそうとは言えない。ただ、この交通計画も少し不十分な部分が指摘されており、スクールバスは駐車場から中に入ってきますが、この交通計画では中で回り込むことができないので、スクールバスはいったん外に出てからバスポートに入ることになります。それはよろしくないということで、これに関しては、できる範囲の中で交通計画をしっかりしていただくことになっております。一応、そのような審議の内容があったということをお伝えしておきます。

（副会長）

桜も、ソメイヨシノを再生するということですが、その樹種でよろしいですか。まちなかでどのように緑を増やしていくかという中で、もう少し緑量を取れるものとか、品種について検討されるべきかと思うので、まだ検討の余地があるのであれば、そこも考えていただきたいです。

（事務局）

教育総務課です。特別支援教育サポートセンターについては、隣接する芳斉公民館・児童館と一体的な整備を予定しております。現在、こちらの敷地の南東側に、ちょっと古くなった公民館・児童館があります。そこの敷地を取り込み、こちらの施設の敷地を少し大きくする予定にしております。公民館・児童館も一体的に整備するので、その南側の道路に面する樹木と植栽についても、これまで桜並木を楽しんでおられた地域の方々とも協議をしながら、樹種、あるいは植栽の分量というか道路からの見え方も、実施設計の中で協議をしていきたいと思っております。

（会長）

よろしいですか。この件について他にご質問はありますか。

（H 委員）

配置図を拝見していると、北側にずらっと駐車場が並んでおります。位置図を見ると、その北側は一般の住宅の裏側になるかと思いますが、そこの境界に目隠しなり塀が立つ予定はありますか。

（事務局）

そのように聞いております。特に部会においても、プライバシーの問題等にも配慮しながら、実施設計を詰めていくということで話を進めております。

（会長）

他にありますか。
（A 委員）
この件については、部会の方でも指摘させていただきました。駐車場の稼働率とか、本当にぎりぎりまで満車状態でというようなところも含めて、いろいろご質問させていただきました。ご覧いただけるように、北側の駐車場の 2 台分ぐらいパーキングにしていたりもするので、それが全て詰まっていくような状況にはないことは確認できております。ただ、おっしゃられるように、北側の住宅は、いわゆる生活側の面になるはずです。南からの採光ということでリビングダイニングが来る可能性があるので、そのあたりは十分に配慮してくださいということは、部会の方からも要望させていただいております。
（会長）
事務局の方はそれでよろしいですか。
（事務局）
敷地境界の方は、フェンスや低木類を中心に、プライバシーを十分確保しながらこれから施工していく予定でおります。
（会長）
それでは、資料４についてはこれでよろしいですか。
ありがとうございます。先ほど A 委員からいろいろご説明がありましたが、金沢大学の病院の高さの問題は、ケースバイケースで、重要で景観に阻害がない等、幾つかの要件がそろえば、高さが変えられることもあるということで、そういうケースとして扱うということです。

―――用水みちすじ部会についてーーー
（会長）
それでは、５番目は用水みちすじ部会ですが、補足のご発言はありますか。
（H 委員）
特にありません。
（会長）
よろしいですか。では、ご質問はありますか。
（C 委員）
それぞれの部会で真剣に論議をした結果だということで了承はしたいのですが、残念ながら、つい最近の新聞でも大手堀の桜の整備が指摘されておりました。この美大の辰巳用水沿いもそれなりに桜のきれいな場所ですが、整備に合わせて昔のように桜が再生するのか、移設した以上はやむを得ないという判断をするのか。その辺、ちょっとお聞かせいただきたいです。
（会長）
用水沿いの桜は美大の敷地なのですか。今は奥側に塀があり、桜は美大でないように見

ておりますが、その辺も含めてご説明いただけますか。植え替えをするかということです。それから、大手堀の桜の植え替えの話も含めて、事務局から説明をお願いします。

（事務局）

まずは美大の敷地側についてお話しします。アクセス道路から繋がるところについては既存の桜があります。この桜については基本残す形で整備を進めております。計画を立てていく中で、中間部分の方から落葉樹等々を中心とした植栽計画にすることです。

新聞に出ていた大手堀の件については、私どもも現地を確認しておりますが、新聞に出たアングルとは別に、既存の老木で花を付けているものについては適切に残しながら、どうしても幹の部分に腐りが大きく入っているところだけ樹種の植え替えをしたという形になっております。今回の美大のところについては、新しく植えるものを含めてプロムナードというか、用水沿いの遊歩道という形で整備されていくと聞いております。この（スクリーン上の）写真は参考までに大手堀のところです。新聞に出たアングルとはまた別のアングルから見ると、このような既存のものもしっかり残っているので、ご心配なくということです。

（C 委員）

安心しておりますが、私の地域で浄水場のタンクの整備がありました。そこも周り全部が桜で、桜の名所だったのだが、整備に当たって桜の枝をみんな切ってしまった。それもやむを得なかったのかもしれないが、桜の寿命が分からない。ソメイヨシノは分かりますが、桜が植え替えをしたりして元に戻るまでにだいぶ我慢しなければならないのか、その辺が分からないので、お聞かせいただければと思います。

（事務局）

桜の寿命は、通常、しっかりと盛りとして見られるのは 50～60 年と言われております。今、苗木として植えたものについては、成長していって４～５年もすればかなりのボリュームの花を付けるようになると思うので、ご心配なさらなくても大丈夫かなと思っております。

（会長）

よろしいですか。そういうことで、また皆さん、大手堀を通ってみてほしいです。それでは、この件はよろしいですか。

―――斜面緑地保全部会について―――

それでは続いて、６番目は、斜面緑地保全部会ですが、部会長、何か補足があればお願いします。

（I 委員）

昨今、去年もクマの出没が随分問題になったが、クマやイノシシというのは大体緑地を通路としてまちなかに入ってくる傾向があります。それで、斜面の見通しを良くして、できるだけ野生動物がまちに下りてこないようにするというのが、この事業の狙いです。同

時に、急傾斜地なので、植生を薄くすると今度は崩れる危険性もあるということで、そこには補植したり、クヌギは根の深い樹木なのでそれを植えて崩壊を防ぎます。野生動物と斜面崩壊、山崩れを防ぐという両面の事業と見ることができます。集積棚を斜面の下部に設置するのは、コストを安くするということと、もちろん崩れが起きた場合に予兆を見るということ、それから私の解釈としては野生動物が入ってくるときの一つのフェンスのような役割を果たすのではないかと考えております。

（会長）

ありがとうございます。この件について、ご意見、ご質問はありますか。よろしいですか。それでは、報告事項についての質疑が終わりました。今出てきた各専門部会からの報告について、了承するということでよろしいですか。

＊＊＊異議なしの声あり＊＊＊

（会長）

ありがとうございます。了承されました。本日予定していた議題は全て終了しましたが、せっかくの機会なので、何かご発言のある方がいればお願いします。

5　その他

（J 委員）

公募委員の J 委員です。金沢市景観サポーターの活動を第６期まで 12 年継続してやりました。第７期も応募して続けていく予定です。先日、第７回の金沢の景観を考える市民会議を行いました。その中で、私は景観舗装の調査チームということで、最近、新しい景観舗装を計画してやっていますが、特に目に付いた場所があります。白銀町の交差点から武蔵ヶ辻に向かう県道の周辺整備を行ったところですが、白銀町の交差点から中橋の方に向けて歩道整備しているところが十数年経過しています。そこと同じ材料で復旧したらいいのではないかと思いますが、最近マンションを建てた乗り入れの場所が全然違うものになっていたり、沿道の店舗敷地に乗り入れるところも全然違う点字ブロックが入れてあったりと、ちぐはぐな状況になっているのがすごく気になりました。24 条申請等で県や市に申請があると思いますが、その際に、統一したまちなみをつくっていただけるように指導していただけたらと思います。調査した結果、まちの中で年月が経過するごとにちぐはぐになってきているというのを指導していただきたいと思い、発言しました。

（会長）

ありがとうございます。では、事務局から見解をお願いします。

（事務局）

今ご指摘いただいた点ですが、確かに景観舗装を行うと、その製品自体が時間とともに製品の製造が終了していたり、似て非なるものがあったりということもあり、今ご指摘いただいた箇所については、少しちぐはぐになってきたり、あまりにも差が大きいと支障があるかと思うので、関連する県や市の道路管理者の方にもそのようなご意見があったことを伝えて、今後の参考とさせていただきたいと思います。

（会長）

沿道の店舗とマンションという個別の部分については、地域協定の範囲かどうか、その件について一言事務局の方から触れていただけますか。

（事務局）

協定というより、乗り入れは個別の対応になっていると思います。道路の舗装までは、おそらく言及していないと思いますが、通常、元々通りとして舗装や点字ブロックというところで周りの景観と合わせていくことが基本だと思うので、そこら辺は所管課の方から適切なサジェスチョンを、指導を含めてできるかと思っております。

（J 委員）

新しく店舗ができたところで車が乗り入れる場所は、強度を上げるためにスタンプコンクリートという特殊なコンクリートで、色を暗い茶系にして周りのブロックに合わせたような仕上げにしてあります。マンションのところも、スタンプコンクリートで強度を上げてやってありますが、黄色なので非常に浮いて見える状況になっております。強度を上げるために同じスタンプコンクリートで施工しておりますが、少し色が違い過ぎるのが気に

なります。
（会長）
　ありがとうございます。実際のまちの事例の報告ということで、事務局の方、また十分検討していただきたいと思います。
（事務局）
　今ほど言われたのは県道で、直接市の方では情報を得ることができない。市の方も現場を見て初めて現状が分かるということになっていますが、年に１回なり２回なり、県の幹部職員と市の幹部職員が話す機会もあるので、実際に施工するのは店舗やマンションの施主・施工者に対して指導する県に、そういった場面で景観に配慮した復旧が出来るよう、指導もお願いしたいということを市から伝えたいと思います。
（会長）
　ありがとうございます。ガラスの中の広告が屋外広告物と同等と見なすように景観計画を変更したので、今の話もそのような範囲のことかもしれないので、また同じように市、県との調整になるが、その辺も考えていかなければいけない時代なのだろうと思うので、よろしくお願いします。他にご意見はありますか。
（A 委員）
　今ご指摘いただいた問題は、建物部会と景観審議会でも問題になっていて、街区のある一定の中心部のエリアに限って、例えば建物だけではなくて塀、樹木、舗装など、景観誘導のガイドラインを決めていかないと、隣地、隣地で違うことをされてしまう。建物が多いのだが、一応、景観計画のガイドラインが入っていても、おっしゃるように舗装部分などがいろいろちぐはぐになると、景観が不統一になっていくという問題が起きます。これは既に指摘させていただいているが、まだこの件については着手できていない状況かと思います。ただ、やはり個別ではなくて、ある一定エリアの街路の連続性みたいなものが、まちの景観の美しさや美観を担保していくので、そこはわれわれの部会も含めて事務局と相談して、今後の問題になるかもしれませんが、少しずつそういうことの基盤をつくっていかなければいけないと考えていますし、部会の中でもそんな意見が出てきております。
（会長）
　ありがとうございます。今の件、例えば今は「建物部会」となっているが、実際は「建物と周辺調和部会」みたいにしないといけない。先ほどの特別支援教育サポートセンターの話も、建物だけしかここに出てこないが、公民館の話も本当は資料にあれば、もう少し私どもも理解しやすかったと思います。
（H 委員）
　関連して、用水みちすじ部会でも、そういった話は出てきています。やはり市域全体での景観特性に応じた色彩系というもの、あるいは素材というもののガイドラインを、ある程度作っていく必要があるのではないか、そういった時期になっているのではないかということ。併せて、誘導用点字ブロックの色彩についても同じですが、そうしたものについ

て大体のことがガイドラインにあれば、逆に施工業者の方もそれに沿って考えやすいのではないですか。ということで、いずれはそういったことを検討する時期になっているのではないかと思います。また審議会の中でもご審議いただくこともあるかと思い、申し上げました。

（会長）

ありがとうございます。いずれも大変貴重なご意見を頂きました。こういうことをできれば早急に議論の中に入れていっていただきたいと思うので、よろしくお願いします。

（B 委員）

今ほどの件に関して、２点お伝えしたいことがあります。まず、建物部会の関連になりますが、よく沿道の部分で、集合住宅ができる案件があったりしますが、かなり閉鎖的で、中には店舗を入れていたりするも場合もありますが、それでも大きな壁が出てきたり、今ほどの内部というか裏庭の方への車の誘導部分もあったりとか、歩行者にとってあまり快適なファサードを造ってくれないといった案件があります。そういうものに対して、早急にというわけにはいかないとは思いますが、できるだけ１階部分を何らかの形でまちに開いていく形をとってくれないか、そういったことができるような方向性を少し考えていただけないかと思っております。それがまず一つ。

それと、話が全然変わりますが、今ほど景観サポーターのＪ委員が話されていたが、市民会議に私も参加させていただいて、景観サポーターの方々の発表も大変素晴らしい内容を聞かせていただいて、あと、会場の後ろに景観サポーターの方々がされたいろいろな調査のパネルがあった。非常に素晴らしくて、全部読み切るには時間が足りないぐらいたくさんありましたが、それがどうなるのかがちょっと気になっています。あまり目に触れない。できれば簡単な冊子などで手に取って見られるような形にしていただいたり、市民の方々の目に触れるような機会を少し増やしていただくとか、ホームページもあるのかもしれないが、そのとき伺ったらそういうのはないような話も聞いたので、そういった形の発信の仕方を支援することがあってもいいのかなと思いました。その２点です。

（会長）

B 委員、最初に言われたことはどういうことですか。

（B 委員）

１階部分の話だが、沿道側をなるべくまちに開くように歩行者に対してもう少し優しくしてほしいということです。

（会長）

それは建築構造としてという意味ですか。

（B 委員）

そうです。いろいろ景観に配慮はしてくれるのだろうが、どうしても１階部分に大きな壁が出てきたり、ちょっとした格子、柵が出てきたり、そのようになってしまう事例が多いので、そういうことにもう少し配慮できるようにしてほしいです。

（会長）
はい。では、二つのご意見です。事務局の方からお願いします。
（事務局）
まず１点目についてですが、１階部分というかファサードを歩行者に配慮した形で、なるべくオープンな形にして、賑わいだったり、壁でどんと全部ふさいでしまうわけではなくて、歩いていても楽しくなるような仕掛けというか、そういうことができないか、誘導できないかということだと思います。今回も景観計画の改訂を行ったわけですが、今後も引き続きそのようなご意見を頂きながら、場所によってはそのような１階部分に賑わいを創出するための店舗なりを入れていただくような基準を定めている自治体もありますので、それは景観形成基準がいいのか、また一方で、都市計画サイドでもまちづくり協定でも、そういうルールづくりをやっているので、また庁内の中でも今後の検討とさせていただきたいと思います。
２番目の件については、サポーターの皆さんは、今回のアンケートを見る限り、非常に評価が高かったです。市民会議が終わってからも、市役所１階のホールの方で冊子やパネル等含めて手に取ってご覧いただけるような形でずっと展示していました。当日の会議だけではなくてそういったところでも見ていただきましたが、今後、展示の場所を、例えば市民の目に触れやすい図書館にすることや、あとは成果として出てきた活動報告書も、全てではないと思いますが市のホームページ上でも少し掲載して、広く市民の方にアピールできるようにしていければと思っております。また今後、対応していきたいと思います。
（会長）
B 委員の主旨はそのとおりだと思います。予算の問題もあるのでまた、いろいろ考えていただきたいと思います。それから、冊子にするかインターネットで見られるようにするか、具体的には、またぜひ事務局で検討してほしいです。よろしくお願いします。
（事務局）
分かりました。
（会長）
他、いかがでしょうか。それでは、大変建設的なご意見を頂き、ありがとうございました。これで審議を終わらせていただきます。

6　閉会

－以上－